

「陽光の園 介護サービスセンター」居宅介護支援  
重要事項説明書

1. 法人の概要

事業主体名	社会福祉法人 長寿会
法人の種類	社会福祉法人
設立年月	昭和46年2月
代表者名	理事長 加藤 馨
所在地	神奈川県小田原市入生田475 電話 0465-24-0013(代) FAX 0465-24-2814
法人の理念	高齢者の円満・幸福な生活をおくっていただくために、うるおいとぬくもりのサービスを総合的、継続的に提供する。
介護保険関連の事業	【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)陽光の園】 【陽光の園 介護サービスセンター】 下記の各事業 ・ <u>介護サービス</u> : 通所介護 短期入所生活介護 居宅介護支援 ・ <u>介護予防サービス</u> :介護予防短期入所生活介護 ・ <u>日常生活支援総合事業</u> :国基準通所型サービス(小田原市) 国基準通所型サービス(箱根町)  【その他】 地域包括支援センター しろやま
他の介護保険以外の事業	軽費老人ホーム 箱根山荘

2. 事業所の概要

事業所名	陽光の園 介護サービスセンター
所在地	神奈川県 小田原市入生田 475番地 電話 0465-24-0005 FAX 0465-24-0032 通所介護・通所型サービス・居宅介護支援 電話 0465-24-0013 FAX 0465-24-2814 (介護予防)短期入所生活介護
提供サービス	・通所介護・国基準通所型サービス (定員30名) ・短期入所者生活介護・介護予防短期入所生活介護(定員20名) ・居宅介護支援
サービス提供地域	・通所介護・国基準通所型サービス ・短期入所者生活介護・介護予防短期入所生活介護 :小田原市、箱根町 ・居宅介護支援 :小田原市、箱根町湯本

サービス内容	サービス別利用説明書に記載
受付時間	通所介護・国基準通所型サービス 月～土曜日の午前9時～午後5時（12/31～1/3を除く） 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 12/31～1/3を除く午前9時～午後5時 居宅介護支援 月～金曜日の午前9時～午後5時（12/31～1/3を除く）

### 3. 運営方針

- (1)「地域とともに築く福祉」を念頭にサービスの創造力・システム力・活力の育成に努めます。
- (2)高齢者の生活・利用施設、事業所として、利用者の人格・個性を尊重し、円満かつ家庭的雰囲気づくりに努めます。
- (3)利用者の「健康」と「安全」に留意するとともに、職員と利用者・利用者家族とのコミュニケーションを大切にいたします。

### 4. 営業日及び時間

- (1)営業日： 月曜日～金曜日（ただし、12月31日～1月3日はお休みさせていただきます。）
- (2)営業時間： 8:30～17:30
- (3)電話受付時間： 9:00～17:00

### 5. 管理者、および、担当の介護支援専門員（職員の体制）

管理者 川瀬 連絡先（電話）：0465-24-0005  
 担当する介護支援専門員 川瀬（主任介護支援専門員）  
 松橋、榎本、山本、境、石渡

### 6. 居宅介護支援の内容

- (1)事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2)居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者から複数の事業所の紹介を求めることができ、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけた理由を求めることができます。
- (3)居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。※別紙参照

### 7. 居宅介護支援時等の介護支援専門員の対応について

- (1)居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師や、医療サービスとの連携に十分配慮します。
- (2)事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (3)前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

- (4) 居宅サービス計画(ケアプラン)作成・変更時は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、サービス担当者会議の開催、又は、担当者に対する照会等を行い、適切な居宅サービス計画の作成をします。
- (5) 居宅サービス計画の内容については、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得た上で、利用者及び担当者に交付いたします。
- (6) 要介護認定更新時等にサービス担当者会議の開催、又は、担当者に対する照会等を行います。
- (7) 特段の事情のない限り、少なくとも月1回利用者、及びその家族の居宅を訪問・面接し、居宅サービス計画の実施状況を把握し、結果を記録します。

#### 8. サービスの中止(キャンセル)等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問等のサービス提供を中止する場合は、事前に前記の介護支援専門員の連絡先までご連絡ください。
- (2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに次の連絡先までご連絡ください。 電話 0465-24-0005
- (3) 利用者は、3日以上予告期間があれば、契約全体を解約することもできます(契約書7条)。
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

#### 9. サービスの終了について

- (1) 要介護認定更新時に要介護度1から5に認定されなかった場合。
- (2) 介護保健施設等に入所し、相当期間にわたり、居宅介護支援の利用が困難となった場合。
- (3) 上記(2)以外であっても、相当期間にわたり、居宅介護支援の利用が困難、又は利用が無い場合。
- (4) ただし、サービスが終了した場合であっても、ご利用者の状況等を考慮し必要がある場合、又は希望される場合などは、介護支援専門員は必要な支援を行います。

#### 10. 相談窓口、苦情対応、及び、個人情報相談窓口

○ サービスや個人情報の取扱い等に関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

陽光の園介護サービスセンター 苦情対応責任者 及び 個人情報管理責任者 :加藤 苦情窓口担当者 及び 個人情報相談窓口 :川瀬	ご利用者相談窓口 電話番号 0465-24-0005 FAX番号 0465-24-0032 受付時間 午前9時から午後5時
---	--

○ 公的機関においても、次の機関において相談・苦情申出等ができます。

ご利用者在住の市町村担当窓口 (小田原市) 高齢介護課	〒250-0042 小田原市 荻窪 300 電話 0465-33-1827
ご利用者在住の市町村担当窓口 (箱根町) 箱根町福祉課	〒250-0311 箱根町 湯本 256 電話 0460-85-7790
神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	〒220-0003 横浜市西区楠木町27-1 介護保険課介護苦情相談係 電話045-329-3447 苦情専用0570-022110
神奈川県庁	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 介護事業指導課 電話045-671-2356

## 11. 高齢者虐待防止

高齢者虐待を防止するため、指針を整備し、定期的に職員研修を行います。高齢者虐待を発見した場合は、速やかに市町村へ報告するものとします。

## 12. 感染症・非常災害の対策

事業者は、非常災害、感染症蔓延に対し具体的に計画をたて、非常災害、感染症蔓延に備えるため、感染症、防災のマニュアル、業務継続計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練、研修を行います。

## 13. 研修機会の確保

事業者は、従業者の資質向上を図るため、研修計画に基づき研修機会を設けます。

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 研修計画に基づき実施

## 14. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

## 15. ハラスメントに対する対策

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

## 16. その他の留意事項

### (1) 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は上記の介護支援専門員にご相談ください。

### (2) 利用者負担金

①居宅介護支援については、利用者の負担金はありません。但し、利用者が介護保険料を滞納し、保険給付の制限を受けている場合で、当事業所で居宅介護サービス計画(ケアプラン)を作成し(ケアプランの変更がなくとも)、その計画を基に当事業所または、他事業所で居宅サービスを受けている月について、1ヶ月単位でその時点における介護保険法等の関係法令に定める額を負担して頂く場合があります。

居宅介護支援料金表

(1) 利用料金及び居宅介護支援費 地域区分(地域ごとの1単位の短歌):「5窮地」…10. 70円

種類	内容	要介護度	単位数	介護報酬額
居宅介護支援費(Ⅰ)	居宅介護支援費(i) 担当件数が45件未満	要介護1・2	1,086単位	11,620円
		要介護3・4・5	1,411単位	15,097円
	居宅介護支援費(ii) 担当件数が45～60件	要介護1・2	544単位	5,828円
		要介護3・4・5	704単位	7,523円
	居宅介護支援費(iii) 担当件数が60件以上	要介護1・2	326単位	3,488円
		要介護3・4・5	422単位	4,515円
居宅介護支援費(Ⅱ)	居宅介護支援費(i) 担当件数が50件未満	要介護1・2	1,086単位	11,620円
		要介護3・4・5	1,411単位	15,097円
	居宅介護支援費(ii) 担当件数が40～59件	要介護1・2	527単位	5,638円
		要介護3・4・5	704単位	7,532円
	居宅介護支援費(iii) 担当件数が60件以上	要介護1・2	316単位	3,381円
		要介護3・4・5	410単位	4,387円

※居宅介護支援費(Ⅱ)については、情報通信機器(AI)の活用、事務職員の配置を行っている場合に算定

(2) 利用料金及び居宅介護支援費【減算】

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中(指定訪問介護、指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定福祉用具貸与)	1月につき200単位減算
運営基準減算	適切な居宅介護支援が出来ていない場合運営基準減算が2月移乗している場合算定できない	基本単位数の50%に減算

(3) 特定事業所加算Ⅱ 421単位/月 介護報酬額:4,504円/月

算定要件	
1	専ら指定居宅介護支援提供にあたる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること
2	専ら指定居宅介護支援提供にあたる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること
3	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的で開催していること
4	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
5	介護支援専門員に対し定期的に研修を実施していること
6	地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること
7	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること
8	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと

(4) 加算について

加算項目	内容	単位数	介護報酬額
初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位	3,210円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院してから当日に該当者に係る必要な情報提供を行った場合(1月に1回)	250単位	2,675円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院してから翌日または翌々日に該当者に係る必要な情報提供を行った場合(1月に1回)	200単位	2,140円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所、介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	450単位	4,815円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所、介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること	600単位	6,420円

退院・退所加算(Ⅱイ)	病院又は診療所、介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること	600単位	6,420円
退院・退所加算(Ⅱロ)	病院又は診療所、介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること	750単位	8,025円
退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所、介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を3回受けており、うち1回はカンファレンスによること	900単位	9,630円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービスの利用調整を行った場合	200単位	2,140円
中山間地域等に居住する物へのサービス体制加算	運営規定によって定められている「通常の事業の実地地域」を越えて「中山間地域等」に居住する利用者に対してサービスを提供する際に算定	5%	

②介護支援専門員が通常の実地地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合は、その交通費(実費)の支払いが必要となります。

(3)利用者が病院又は診療所に入院する際には退院支援が必要になるため、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院または診療所に伝えるようにして下さい。